

鯖江市社会福祉協議会 職員行動指針

令和4年4月1日

第1 利用者様の人格尊厳の尊重

- ◇利用者様を好き嫌いで判断し、態度や言葉に出してはいけない。
- ◇利用者様一人一人のニーズに応えるよう支援の工夫と努力をする。
- ◇障害の状態・行動・性格・年齢・その他いかなる理由においても差別してはならない。
- ◇利用者様を呼び捨てや愛称・命令口調で呼んだり、子ども扱いしないようにする。
- ◇利用者様の訴えに対して、無視したり拒否的な態度をとらない。
- ◇利用者様の性の問題から目を背けないようにする。

第2 虐待の禁止

- ◇相手の個性を尊重する視線を持ち、相手の立場にたった思いやりのある支援を行う。
- ◇いかなる理由がっても、利用者様に身体拘束等の肉体的・精神的苦痛を与えてはいけない。
- ◇高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法を遵守し、日々の支援に生かすようにする。

第3 秘密主義の厳守

- ◇緊急性のある場合を除き、どのような場合においても第三者に利用者様の情報を話してはならない。
- ◇職を辞した後も、情報を漏らしてはいけない。
- ◇職員同士で利用者様の情報を伝達する場合、時間・場所・内容に注意すること。

第4 利用者様の生活環境の保持

- ◇利用者様が安全・安心・快適に過ごせるよう生活環境を整える。
- ◇危機回避を予想しながら行動に努める。
- ◇日課・予定の変更は、利用者様が不安定にならないように伝えなければならない。
- ◇季節・天候・気温等・その日のその方に合わせた快適な環境を整えること。

第5 利用者様、保護者様（家族など）に対する情報開示

- ◇体調不良やケガの場合は、速やかに家人に連絡しなければならない。
- ◇利用者様・家族の方に対して、個人的な感情を出さないこと。
- ◇職員が一方的に決めるのではなく、保護者様（家族など）の思いをくみ取り決定開示しなければならない。
- ◇利用者様の気持ちに寄り添った支援、またそれに伴い、必要な情報は利用者様・保護者（家族など）に伝えなくてはならない。

第6 利用者様に対する専門的支援

- ◇職員一人一人が個別支援計画・個別援助計画に添った支援を行い、支援目標が職員間でも共通理解できていること。
- ◇利用者様の特性を理解し、相手の立場に立って支援・考えを持たなくてはならない。
- ◇高齢者福祉、障害者福祉の専門職であるという自覚をもち、日々の支援を行うようにすること。

第7 自己研鑽

- ◇日々の自分の支援の在り方を振り返るようにする。
- ◇自分の可能性は無限であることを理解する。
- ◇常に謙虚な気持ちで接し、相手の気持ちを思いやる人間性を育み、養うようにする。
- ◇自分一人の考えだけでなく、周りの意見も考慮して行動する。
- ◇今の自分・環境に満足せず、よりよい明日のために何をすべきかを考える。

第8 職員間の連携・規律

- ◇互いに思いやる気持ちを忘れず、親しき仲にも礼儀ありの精神を心がける。
- ◇職員同士の私語に没頭してはならない。
- ◇基本的なあいさつや声かけ、話し方が乱れないように心がける。
- ◇利用者様第一に考えた連携の中でも、職員の気持ちを思いやることを忘れない。
- ◇職員みんなが共通した支援の方向性、職員間の連携・規律が持てるよう確かめ合う。
- ◇相手のことを考え、伝えるべき人に伝える。
- ◇仕事の流れの中で、何が自分にできるかを考えて行動する。

- ◇謙虚にしておごらず、良きことを思い、良きことを行う。
- ◇工作中的私的な携帯電話の使用は、出来る限り控えるようにする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。